地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護　利用契約書

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを利用するに当り、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、下記のとおり契約を締結します。

第１条（契約の目的）

社会福祉法人すみれ会　特別養護老人ホーム舞子すみれ園（以下、「施設」という）は、要介護認定を受けた入所者（以下、「入所者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービスを提供し、入所者は、施設に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第２条（契約期間と更新）

（１）本契約の契約期間は契約締結の日から要介護認定有効期間の満了日までとします。
ただし、契約期間満了日以前に入所者が要介護状態区分の更新の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、更新後の要介護認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。

（２）契約期間満了の７日前までに、入所者又は入所者代理人から書面による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

（３）本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。
ただし、契約期間満了日以前に入所者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合、更新後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了とします。

第３条（サービス計画の作成・変更）

（１）施設は、入所者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「地域密着型施設サービス計画」（以下、「施設サービス計画」という。）を作成します。

（２）施設は、入所者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の目標を設定し、「施設サービス計画」に基づき計画的に行います。

（３）施設は、入所者が書面によりサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合、速やかに「施設サービス計画」の変更等の対応を行います。

（４）施設は、「施設サービス計画」の作成及び変更に当たっては、その内容を入所者及びその家族に対し、説明し書面にて同意を得て計画書を交付します。

第４条（サービスの内容及びその提供）

（１）入所者が提供を受けるサービスの内容は、「重要事項説明書」（以下、「説明書」という）に定めたとおりです。

（２）施設は、前項の「説明書」を、その内容につき、入所者及びその家族に説明し、書面による同意を得たうえで、交付します。

（３）施設は、「施設サービス計画」に基づき、入所者の機能訓練及び入所者が日常生活を営むうえで必要な援助を行います。

（４）施設は、常に入所者の心身の状況を適切に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを入所者の希望に沿って適切に提供します。

（５）施設は、サービスの提供記録を、退所後５年間保管し入所者の書面による求めに応じて閲覧又は複写物を交付します。

第５条（緊急時の対応）

施設は、現にサービスの提供を行っているときに、入所者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は医療機関に連絡をとる等必要な措置を講じます。

第６条（居宅介護支援事業者との連携）

施設は、サービス提供に当たり、居宅介護支援事業者及び他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めます。

第７条（秘密保持・個人情報の保護）

（１）施設及び従業者は、サービスを提供するうえで知り得た入所者及びその家族の個人情報（個人情報保護法における定義に従います）を正当な理由なく第三者に漏らしません。なお、この守秘義務は、契約終了後も同様です。

（２）前項の規定にかかわらず、施設は、以下の場合に限り入所者に関する心身等の情報を含む個人情報を提供できるものとします。その場合、個人情報利用の内容等の経過を記録します。

①介護支援専門員、その他の施設従業者、入所者及びその家族で開催されるサービス担当者会議において、入所者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合

②上記（一）の他、施設従業者間での連絡調整のために必要な場合

③現に介護サービスの提供を受けている場合、入所者が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明をする場合

④施設内の広報物又は家族会での説明等の場合

⑤保険者から調査・照会等のため開示を求められた場合

（３）入所者は、本契約締結により前項の内容の個人情報の使用を了承するものとします。

第８条（賠償責任）

（１）施設は、本契約に基づくサービス提供に当たって故意又は過失により、入所者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、入所者に故意又は過失が認められ、かつ入所者の置かれた心身の状況を考慮して相当と認められる場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。

（２）施設は自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に核当する場合には、施設は損害賠償責任を免れます。

①入所者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

②入所者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

③入所者の急激な体調の変化等、施設が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合

④入所者が、施設及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

第９条（利用料及びその変更）

（１）入所者は、サービスの対価として「重要事項説明書」の記載に従い、利用料金を支払います。

（２）利用料金のうち関係法令に基づいて定められたものが、契約期間中に変更になった場合、関係法令に従って改定後の利用料金が適用されます。

（３）施設は、提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料金を説明し、入所者の同意を得ます。

（４）施設が、前項の利用料金の変更（増額又は減額）を行う場合には、入所者に対して変更予定日の１ヶ月前までに文書により説明し、同意を得ます。

第10条（利用料の支払い）

（１）サービスが介護保険の適用を受ける場合には、原則としてサービス費の１割（又は2割、又は3割）をお支払いいただきます。

（２）保険料の滞納などにより、サービス費の1割(又は2割、又は3割) の「利用者負担金」で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。（償還払い）

（３）施設は当月の利用者負担金の請求に明細を付して、翌月末までに入所者に請求し、入所者は、口座振替（ただし、口座振替が開始されるまでの期間は、口座振込または現金による支払いで対応する）により支払うものとします。
なお、第12条、第13条、第14条の場合も同様とします。

第11条（利用料の滞納）

（１）入所者が正当な理由なく利用料金を３ヶ月以上滞納した場合には、施設は文書により相当期間を定めてその期間内に滞納額の全額を支払わなければ、契約を解約する旨の催告をすることができます。

（２）施設は、前項の規定により解約に至るまでは、滞納を理由としてサービスの提供を拒むことはありません。

第12条（契約の満了）

次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。ただし、終了事由が発生し、契約が終了したにもかかわらず、施設が行ったサービスの対価は入所者がこれを負担します。

①入所者の要介護認定区分が、要介護2以下と認定されたとき

②入所者が死亡したとき

③第11条、第13条又は第14条に基づき本契約が解約又は解除された場合

④入所者が介護老人保健施設、もしくは介護療養型医療施設に入所した場合

第13条（入所者の解約権）

（１）入所者は施設に対して、契約満了希望日の７日前までに通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、施設は入所者に対し、文書による確認を求めることができます。

（２）次の事由に該当した場合は、入所者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

①施設が、正当な理由なくサービスを提供しないとき

②施設が、入所者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき

第14条（事業者の解約権）

（１）施設は、入所者、身元引受人、家族等が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。③　④の場合、改善を希望する旨の申し入れを行い、改善の見込みがなく、結果として適切な介護サービスを提供することが困難であると施設が判断するときは、３０日前に文書で通知することにより、契約を解除することができます。但し、やむを得ない事由が認められるときは、直ちに解約することができます。

①契約締結時及び契約期間中に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を断続しがたい重大な事情を生じさせた場合

②第11条による場合

③入所者、身元引受人、家族等が施設従業員或いは他の入所者その他の関係者に対してハラスメントや暴力、脅迫、威嚇、その他身体に対する危険を及ぼす行為や侮辱、名

誉毀損、差別発言、執拗な要求、その他著しく精神的負担を与える行為、長時間の不当な要求、繰り返しのクレーム、合理的範囲を超える要求の強要、性的言動、わいせつな発言・接触その他のセクシャルハラスメントに該当する行為、常識を逸脱し、施設運営又は他の入所者の平穏な生活を妨げる行為を行ったとき

④入所者、身元引受人、家族等が施設従業員或いは他の入所者その他の関係者の生命、身体、財産、若しくは信用を傷つける恐れがあり、且つ通常の方法ではこれを防止できないと判断したとき

⑤身元引受人またはその家族等が、入所者のサービス利用に関する施設者の助言や相談の申し入れ等を理由なく拒否し、或いは全く反応しない事、施設者の運営を阻害する行為があると施設者が判断したとき

⑥入所者が、連続して３ヶ月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合

（２）本契約を解約したとき、本件契約終了日までに入所者が退去しない場合には、入所者は本契約が修了した日の翌日から居室の明渡日までの施設利用料として、保険適用外（4段階10割負担）の倍額を支払うものとする。

第15条（契約終了時の援助）

契約を解除又は終了する場合には、施設はあらかじめ居宅介護支援事業者に対する情報の提供を行うとともに、その他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者等と連携し、入所者に対して必要な援助を行います。

第16条（苦情処理）

（１）施設は、入所者又はその家族からの地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に関する相談、苦情等に対応する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応し、サービスの向上及び改善に努めます。

（２）施設は、入所者が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもいたしません。

（３）入所者は、介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立期間に苦情を申し立てることができます。

第17条（身元引受人）

（１）契約締結に当たり、身元引受人をお願いすることになります。身元引受人は、入所者の利用料について、入所者と連帯し、その債務の履行義務を負うことになります。しかしながら、入所者に社会通念上やむを得ない事情があり、身元引受人を立てることが困難と認められる場合には、この限りではありません。

（２）前項の身元引受人の負担は、極度額300万円を限度とします。

（３）身元引受人が死亡、または破産宣告をうけた場合には、施設は新たな身元引受人を立てていただく為に、入所者にご協力をお願いする場合があります。

第18条（裁判管轄）

この契約に関する紛争の訴えは、入所者の住所地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第19条（契約外事項）

この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところによります。

第20条（協議事項）

この契約に関して問題が生じた場合は、第1条記載の目的のため、当事者が互いに　信義に従い、誠実に協議したうえで解決するものとします。

上記契約を証するため、本書２通を作成し、入所者、施設が署名押印のうえ、１通ずつ保有するものとします。

＜事業者＞
事業者所在地　　神戸市長田区雲雀ヶ丘1丁目1番3号
事業者名　　社会福祉法人　すみれ会
代表者名　　理事長　　下　田　　修　司　　印

＜事業所＞
事業所所在地　　神戸市垂水区西舞子6丁目1番13号
事業所名　　特別養護老人ホーム　舞子すみれ園
管理者　　施設長　　後　藤　　浩　　印

説明者名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和　　年　　月　　日

＜入所者＞
〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜代筆者＞
〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＜身元引受人＞
〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿